

## [事案 2022-336] 新契約無効請求

・令和5年12月15日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成28年6月に契約した2件の終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1)本契約以前に契約していた申立外契約を解約しようと考えて保険会社を訪問したところ、募集人からライフプランシートを示され、解約の理由を聞かれたため、死亡保障が不要であること、掛け捨ての医療保険に入ろうと考えていることを伝えた。
- (2)自分が経営する飲食店に募集人が訪問してきた際、意向確認書を持参し、一切の保障がない保険を勧誘されたため、「これ、保険じゃないじゃん」と言うと、募集人は「貯金だと思ってください」と答えた。また、自分が「貯金だったら、みんな下ろせるんでしょ」と聞くと、募集人は「はい、大丈夫です」と答えたので、付き合いのつもりでお金を預けることにした。
- (3)最初のライフプランシートの説明の時にも、募集人に対し、老後の貯蓄は不要と伝えており、本契約のような何の保障もない保険に加入することは考えられない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、申立外契約を解約して、老後の生活資金として年金の上乗せになるような商品を希望していたことから、募集人は本契約を提案した。
- (2)本契約は、合計保険金額が500万円となる2件の契約であるが、これは、申立人が、申立外契約を解約した時の解約返戻金を使って1件の契約を全期前納して、もう1件の契約を月払で支払っていく方が分かりやすいとの意向を有していたからである。
- (3)募集人は、申立人を訪問し、本契約が記載されたライフプランシートと各契約の設計書を用いて、契約の内容を説明した。また、乗換手続きが必要であったため、申立外契約と本契約の内容を比較した新旧比較表や乗換契約時の留意事項が記載された資料の説明をするとともに、注意喚起情報についても説明した。
- (4)募集人は、本契約を貯金であると説明したことはなく、設計書等によって保険の内容を説明し、意向確認書においても、生命保険商品であり預貯金でないことを説明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。